

## 講演 2

# 法的観点から見た企業の「社会的責任」と 経営学（経営哲学）的視点による 社会的責任論から法律学への示唆

早稲田大学 商学学院教授 中村 信 男



コーディネータ 次は、中村信男先生からご報告いただきます。テーマは、少しタイトルが長いのですが、「法的観点から見た企業の『社会的責任』と経営学（経営哲学）的視点による社会的責任論から法律学への示唆」というタイトルでお話をいただきます。

中村先生を紹介いたします。中村先生は1986年に早稲田大学の法学部を卒業されて、その後、直ちに大学院に進まれて、1991年に早稲田大学の法学研究科の博士課程を単位取得されて満期退学になっています。そして、1991年に愛知学院大学の法学部の専任講師になられ、1994年に早稲田大学の専任講師、商学部の会社法の担当の先生としてお迎えいたしました。2001年に早稲田大学の商学部の教授になられ、現在にいらっています。

そして、現在は大学以外に独立行政法人日本貿易保険、NEXI および独立行政法人日本貿易振興機構、JETROの契約監視委員会の委員、そして委員長などを歴任されています。社会的に非常に広い活動をされている方で、若い頃から主に米法、特に英法、イギリス、ヨーロッパの法律を中心に深く研究された篤学の大先生でございます。中村先生、どうぞよろしく願いいたします。

中村 ただ今、過分なご紹介をいただきました中村です。よろしく願いします。冒頭のところで大先生とかと言われましたけれども、大先生でも何でもなくて、きょうは大先生の中に挟まれて、話をさせていただきます。

私がいただいたテーマが社会的責任であり、これを法律の観点から説明しなさいという宿題をいただきました。後ほど紹介しますが、亡くなられた東京大学名誉教授の竹内昭夫先生という会社法の権威であられた先生が、ある論文の中で、企業の社会的責任というテーマについては、私は最も扱いたくないテーマであるということをおられたことがありまして、われわれ、法律の観点からすると非常に扱いにくい問題であることは確かです。しかしながら、先ほど厚東先生が冒険するということでありましたので、私もその冒険に少し加担いたしまして、きょうは若干ながら冒険になるような説明ができればと思っております。

最初にお断りなのですが、先ほどより、厚東先生、八巻先生から責任という言葉が使われております。聞いておられておわかりのように、責任という言葉は多様でありまして、われわれは法律家として責任といった場合、通常は民事責任とか経営責任というようなものを指してい

うわけでした、ある意味で狭義の言葉としてこれを使います。しかし、先ほどの将来に向けての責任とかということになりますと、これはむしろ賠償金を払うとか刑事罰に服するとかという問題ではなくて、将来に向けてどう取り組むかというレスポンスの問題だと考える必要があります。これから説明する話の中でも、そのあたりを少しぼかして説明をすることになりますので、その点はまずお断りしておきたいと思います。

それから、法律的な意味での責任といった場合も、たとえば被害者が出てきたときに、被害者の望むような救済に常になるかということ、必ずしもそうはならないということがあると言われていきます。

古い話ですけれども、社会的責任という問題を考える一つのきっかけとなる問題がかつてありまして、某乳業会社が、乳児が飲む粉ミルクの中にヒ素がまじっているながら、それを販売した事件がありました。それを実際飲んでしまった乳児が、その後、重篤な病にかかってしまいまして、あまり長生きもできないし、精神も冒されるということできわめて大きな問題になったわけです。こうした事件の被害者救済のために弁護士団が組まれて、損害賠償金の支払いを求める裁判が起こされ、最終的には原告側が勝訴していますが、先日亡くなられた中坊公平元弁護士の話によると、被害者が求めているのは賠償金ではなく、自分の子どもが健康な体になるように戻してほしい、それをわれわれは求めているのだというものでした。つまり、賠償金の支払いをしてもらったって、病にかかって後遺障害が残った子どもがまともに生活できるような状態になるわけではなく、その意味で法的責任は必ずしも被害者救済にはつながらないということとして、法律上の責任は、企業の社会的責任を考える上で必ずしも問題にフィットするものではないということかもしれません。その点をあらかじめお含みおきいただき、説明を聞いていただければと思います。

(シート2) 本日の私の報告の目的は二つあります。第一に、法律の観点から企業の社会的責任についてこれまでかなり議論がされてきておりますので、これまでの経緯を少し踏まえて紹介し、簡単な整理を試みたいと思います。結論としては、法律的な意味での責任として企業が社会的責任を負うかということ、そのような考え方は、まだコンセンサスが得られていないというのが日本の現状ではないかと思えます。

だからといって、企業に社会的責任はまったくないのだと考えるものでもありません。要するに問題は、企業が社会的責任を負うといったときに、それはどういう意味なのか、それを法律の問題としてどう捉えたらいいのか、ということかと思えます。

わが国の法律には、会社が社会的責任を負うという規定はまだ存在しません。中国の会社法を見ましたら、当初はなかったのですが、現在は、会社は公共の道徳に従うとか、社会的責任を負うという趣旨の条文が冒頭に設けられていますから、国によっては会社の社会的責任を法律で明記する国がありますが、わが国はその種の規定をまだ置いていないわけです。

しかしながら、最近の実務の動向を見ますと、たとえば日本経済団体連合会が示す企業行動憲章の中で、大規模な会社の社会的責任、CSR 行動が非常に前向きに捉えられ、推奨されている

ところです。私は今、商学部で総合商社ビジネス論という科目のコーディネータをしまして、三菱商事の方が来られて話をしてくれる講義に毎週立ち会っていますが、その中で三菱商事がこのような取組をしていることが紹介されました。すなわち、たとえばオーストラリアや南アメリカにおいて非常に広い範囲で石炭や鉄鉱石等を採掘する際に、露天掘りをしますので、広範囲に山を崩すなど自然破壊をしながら天然資源を採取する一方で、その後の対応として、当該部分をもう一度埋め直し緑化して、自然回復に努める。そこまでアフターケアをして対応しているという話を聞きました。

また、エネルギービジネスに関連しても、ずいぶん以前から再生可能エネルギーの開発に積極的に取り組んでいて、太陽光エネルギーの開発については、相当程度、事業化が進みつつあり、近く本格的な事業化に向けてスタートするということでした。このような取組を伺っていて、すべての企業がどうか分かりませんが、一定の企業においては、ふだん営んでいる事業の中で、社会に役立つような商品であるとかサービスを提供して社会に貢献しており、それは恐らく企業行動憲章などを踏まえているということなのではないかと思うのです。

さらに、ISO26000の中でも、CSRを企業の一つの存在意義として推進していくことを求めています、そのこととの関係で、企業の現場では、社会的責任が経営上の問題としては当たり前だという捉え方がされつつあるように思われるわけです。

ですから、法律で特に義務づけはしないけれども、企業側は社会的責任を自覚的に捉え、それを実現する傾向にあり、それがわが国の企業社会の中で、一つのプラクティスとしてある程度、固まってきており、それが企業社会の中で、強制力はないのですが、一つのルールとして働いてくる。そうすると、広い意味では、法的なものとして社会的責任が世の中で実現されつつあるのかと考えられるところであります。

第二に、私の報告の副題として、経営学（経営哲学）的視点による社会的責任論からの示唆という、もっともらしい題名を書きましたが、厚東先生のご論文は非常に示唆に富んでいて、私の頭では難しくて十分理解できていないのです。ですから、最後のところは本当のさわり程度で、われわれとするとこのように受け止めればいいのかということの説明したいと思いません。

ちなみに、コンプライアンスという言葉がよく使われます。これは、‘comply’、すなわち何かを遵守するという単語の名詞形で、一般的には法令や社内規則を守るという意味で使われていますが、ここでは、法令や社内規則を守るというような狭い捉え方をしないで、社会が求めるさまざまな要請に企業として積極的に対応するというように、少し幅広に捉えておくことがコンプライアンスというものの本質にかなうのではないかと考えるようになってまいりました。

これは私のオリジナルではなくて、きょう、この後に登壇される岡本先生が九州電力の第三者委員会でご一緒されている郷原弁護士さんがあるセミナーで説明されたことです。私自身その説明を聞いて、なるほどと思い、それを紹介させていただく次第ですが、コンプライアンスについ

ては社会的責任との関連でそのような捉え方ができるのではないかと思います。

したがって、株主に対しても財務情報や企業の経営課題だけではなく、もう少し幅広い社会との関連で、企業がどういう影響をもっていて、どういう貢献などを行っているかということをも幅広く開示して、株主に対しても、これだけのコストはかかっているけれども、それは会社の持続的な発展を考える、あるいは社会の安定的、持続的な発展を考える上では、負担をしなければならない費用であるということをきちんと説明することが必要なのではないかと考えております。

これからの説明では、話のぶれをなくするために、皆さんとしては大規模な株式会社をイメージいただきまして、ご理解いただきたいと思います。そうしますと、株式会社は営利企業ですので、営利性と社会的責任の整合性が問題となります。

一方で、先ほど八巻先生からも説明がありましたように、株式会社も社会の中で活動している存在ですが、われわれ個人と違って社会に及ぼす影響は決して小さくはないわけです。したがって、株式会社は営利企業であるものの、社会との関連において活動し、社会に与える影響は小さくないという側面があることも確かです。そのこととの関係で、会社の社会的責任がやはりあるのではないかとということです。

(シート3)ここからは、法律の世界で社会的責任がどのように議論されてきたのかということをも簡単に整理させていただきます。わが国で株式会社、特に大規模な株式会社の社会的責任が問題となったのは、恐らく第二次世界大戦後になってからですが、もともと日本では戦前から、アメリカとかヨーロッパにおけるのと同様、大規模な株式会社の所有と経営の分離の進展を踏まえて、株主の権利とは何なのかということが議論されてきました。

通説は、株主は企業の所有者であって、株主が持っているさまざまな権利は、企業所有者としての所有権がいろいろ変形したものだと理解する立場です。たとえば、株主が会社から配当を受け取る権利は、物の所有者が持つ所有権の収益権能である。また、株主は株主総会で、投票権を行使して役員を選任そのほか重要事項を決定しますが、これは会社の実質的な所有者として企業を支配・コントロールする権能のあらわれだと理解します。さらに、日本の法律でもそうだし、外国の法律でも同様かと思いますが、株主の意思決定によって会社を解散させることもでき、これは所有者が所有権に基づいて持つ処分権能であると考えられるわけです。このように、株主がもつ種々の権利は、企業所有者としての権利がいろいろ派生した、変形したものであるというのが通説的理解です。それが、株式会社は株主のもの、したがって株主のために経営されなければならないという考え方につながりやすくなってきます。

これに対して、何年か前に相互会社から株式会社化した第一生命保険株式会社のように、株主が100万人ぐらいいる会社もあり、こうした会社では、株主が企業所有者として位置づけられているかということ、それはどうも実態と合わないでしょう。むしろ多くの株主は、会社経営に対する参加や監督を考えておらず、その目的が主として配当の受領にあるのが一般的であると考えら

れます。したがって、株主の権利の中心は配当を受け取る権利であるということになりますが、そうすると、これは会社に対して配当金を請求する一種の債権であって、株式は一種の債権だという考え方が出てきます。その結果、株主は債権者の一つなのだから、会社経営は株主のためだけにされるものではなくて、幅広いステークホルダーのためになされるべきだというような理解につながりやすくなっていくわけです。

これをさらに徹底したのが、株式会社はもはや株主の団体ではなく、一種の財団法人であって、株主はそこに対して資金を提供する資金提供者であるという考え方です。

こうした議論が法律学の世界では戦前から行われており、そこから株式会社は誰のものかとか、誰のために経営されたいのかという問題につながり、それが社会的責任論に展開していく素地をつくっていたと思われるわけです。

もっとも、株主は会社の所有者ではないのだという考え方をとったときに、では会社は株主のためだけに経営されるべきではないのだという考え方につながるかというと、必ずしも相関関係はなかったようですし、株主は企業所有者だという理解に立ったときに、会社は株主のためだけに経営されればいいのかという考えになるかというと、必ずしもそうでもなかったもので、その点是对応関係にあるわけではないのですが、議論としては、こうした議論がわが国で以前から法律学、会社法学の分野で行われていて、社会的責任論に十分つながり得るような状況にあったわけです。

次に説明しますように、戦後いろいろな問題が起きてきました。公害問題であるとか物の買い占めの問題であるとか、いろいろ出てまいりまして、企業は社会に非常に大きな迷惑を与えるということからすると、社会に対して一定の責任をもつのではないかという話が出てくるわけです。

ただ、現在、日本の法的なアプローチは、依然として株式会社は株主所有企業だという考え方に立っています。これが多分主流だと思われます。これに対し、イギリスでは1980年に会社法の改正をしたときに、株式会社の取締役の一般的義務として、株主の利益だけではなくて、従業員の利益も同程度に考慮しなければいけないという義務を課しています。これは、株式会社は株主の所有物だという考え方から離脱して、一種の社会的な公の器であるという考え方をより鮮明に採用したものだと言われています。ですから、わが国の法制度は、ここにとどまっているとしても、将来的にもう少し発展していくかもしれない状況にあるということでもあります。

(シート4)次に、少し沿革的なところから説明しますと、先ほど申し上げましたように、戦後、社会的責任という話が出てくるきっかけをつくったのが、一つは企業不祥事です。それから、オイルショックの頃に起きた一部企業による商品の買い占めであるとか、非常に悲惨な結果をもたらした公害問題です。こういうことから、大企業の行動が社会に非常に大きな影響をもたらすことが問題視され、政府も国会も法改正の方向性として、企業の社会的責任について一定の法的な位置づけをすることを求めるという声明を出すわけです。

それが、昭和49年ですから1974年の商法改正が行われたときの衆議院と参議院の附帯決議で

す。昭和49年の法改正といたしますと、ちょうどこの頃にいくつかの大規模な会社で粉飾決算が起きて、いくつかの大規模企業が倒産して、関連する企業が連鎖倒産して、多くの人の雇用が失われるという問題が起きていたところです。そこで、大規模な企業の財務諸表の専門家によるチェックが必要だということで、同年の商法改正が行われたわけです。

そのときの衆参両院の法務委員会の附帯決議の中で、現在の株式会社の実態等に鑑みると、大規模な株式会社については、社会的責任を全うすることができるように所要の法整備をすることを政府に求める決議をしています。

(シート5) これを受けまして、昭和50年に法務省から会社法改正に関する問題点が公表され、企業の社会的責任の立法化に関する問題提起がされました。すなわち、「いわゆる企業の社会的責任に関する論議の一環として、株式会社法においてもこの問題を取り入れて法改正をすべきであるとする意見があるが、株式会社法の体系において、この問題をどのように取り扱うのが相当か。この問題に関し、たとえば、株式会社法中に、会社の社会的責任に関する一般規定として、取締役に対し社会的責任に対応して行動すべき義務を課する明文の規定を設けること等を検討すべきであるとする意見があるが、どうか。設けるとすれば、具体的にどのような規定が考えられるか」という問題提起が行われたわけです。

次に、一般的に社会的責任を負うという規定を置いたところで、それは単なるスローガンにすぎないから、具体的に制度を整備して、具体的な対応を企業にとらせることによって、企業の社会的責任を実現していく方向で考えたほうがいいのではないかという意見があり、その意見についてどう考えるかという問題提起も行われています。ここで企業の社会的責任を実現するための具体的な施策としては、当時、株主総会はほとんど機能していないと言われていましたので、株主総会の活性化などの改善策、社外役員の導入のほか、社会的責任に関連するディスクロージャーの導入等を通じて企業が社会的責任を果たしているかどうかを明らかにし、それを多くの人の目に触れさせて行動を規律するというのを考えてはどうかというものであります。

(シート6) これに対して、どのようなレスポンスがあったのかということですが、学説は、残念ながらこれを前向きに捉えるのは少数説でした。もう亡くなられた先生方ですが、西原寛一教授、田中誠二教授は、ともに、会社は社会的責任を負う、あるいは会社経営者の義務として社会的責任を負うといった規定を設けることが望ましいという考え方を示されておられました。もっとも、西原教授は、この種の規定の新設は必ずしも無意味ではなく、存在してもいいのではないかと程度のものでしたわけです。

(シート7) これに対して、資料の7ページをご覧くださいますと、故松田二郎元最高裁判事は、現在、民法に、われわれが持っている権利は公共の福祉に従う、信義誠実の原則に則って行使しなければならないとか、権利の濫用を禁止する等の一般原則規定というのがありますので、こういうものになぞらえて、企業の行動原理として株式会社、特に大規模な株式会社は、社会的責任を負うという一般規定を設けるべきだと非常に積極的に提唱されておられたわけです。ただ、こ

これらの先生方の考えは、どうしても少数説でありまして、あまり支持を得なかったのです。

一方で、社会的責任を法律の観点から勉強する人にとっては必ず学説を引用・参照しなければいけない先生の一人である中村一彦新潟大学名誉教授は、一般規定を設けることは大事けれども、むしろ個別的な制度の中で、企業が社会的責任を果たすような規律付けをしていくことのほうが重要だとされるわけです。企業の社会的責任に関する一般規定だけを設けても、訓示規定に終わる危険があることからすると、中村一彦先生の見解は非常に現実的であり、われわれとしてはこの見解を前向きに捉えなければいけないと思っております、紹介させていただいた次第です。

(シート8)ところが、資料の8ページをご覧くださいますと、法務省の問題提起に対しては圧倒的多数が一般規定導入に反対ということでした。その急先鋒だったのが、すでに亡くなられた東京大学名誉教授の竹内昭夫先生です。竹内先生は、「企業の社会的責任に関する商法の一般規定の是非」という論文を書かれて、その中で、「私はこの問題を実は横から見ていただけにしかかった。自分がこの問題に積極的に関与するなどということはぜひ避けたかったのだけれども、社会的責任に関する一般規定の導入論が唱えられていたので、黙ってられない」という趣旨のことを書かれ、同論文の中で、社会的に責任の一般規定導入賛成論をばっさり切ると議論を展開されました。

それを全部紹介できませんので、エッセンスだけ申し上げておきますと、注意しなければならない点として、社会的責任を竹内教授は否定しているわけではないのです。社会的責任は、その内容が実は融通無碍で自由自在、伸縮自在だから、社会の変遷に応じて企業がどういう対応をとるべきかということを考えていく上で非常に便利な言葉だということをおっしゃるわけです。その意味で、有益だと言われているのです。

しかし、法律の観点から企業の社会的責任を捉えた場合に、誰の誰に対する責任なのか、何をやる責任なのか、何をすればいけない責任なのか、が一向に明らかではないため、誰がその種の一般規定の違反に対して責任を追及するのも不明確で、権利を発動することができない。したがって、社会的責任はエンフォースしようがないから、使い物にならないのに、これをあたかも何か有意義なものであるかのようなものとして法律に規定することは、国民に幻想を抱かせるという意味で、かえって有害だというようなことまでおっしゃるわけです。ということで、企業は社会的責任を負うのだという一般規定を設けることは絶対反対だと主張しておられました。

ただ、先ほど申し上げましたように、では、企業は社会的責任を負わなくていいのかというと、竹内先生は、いやそんなことはないということも同時におっしゃっていて、むしろそれを実現するためには社会的責任を考えて、たとえば独占禁止法の規定を整備したり、消費者法の規定を整備したりして、取引の公正の確保であるとか消費者保護であるとか、環境法の整備によって環境の保護であるとか、そういう方法で対応をしたほうが、より賢明ではないかということをおっしゃっておられました。

いずれにしても、こういった考え方が一般的でしたので、株式会社の社会的に責任に関する一

般規定を立法化するかどうかという昭和50年の提案に対しては、これを見送るということになりまして、結局はいろいろな個別の制度を改善することで対応するという方向に向かっていくわけです。

そこで、企業の社会的責任との関連で一定の役割を果たし得る株主提案権について言及しますと、株主提案権は、1981年に導入され、最近では濫用されていると言われており、見直しの必要性があることが指摘されていますが、かつて某タイヤメーカーの株主が、同社においてスパイクタイヤを製造しない旨の規定を新設する定款変更提案を株主提案権によって行ったケースがありました。スパイクタイヤは、雪が積もっているときはいいのですが、雪が解けてくるとタイヤのスパイクが道路を削って粉じん公害をもたらすことから、同社におけるスパイクタイヤ製造をやめさせるために株主提案権が行使されたものです。この提案は反対多数で否決されましたが、その後、そのタイヤメーカーはスパイクタイヤをスタッドレスタイヤに切り替えて、これでタイヤのスパイクが道路を削ってもたらす粉じん公害を非常に少なくしたとされています。

このように株主提案権は、株主が環境対策の観点から会社に一定の提案をすることによって、それがもし可決されればそのとおり実現するだろうし、反対多数で否決されても、一定の効果を伴って、社会的責任の遂行に役立つとされています。そのため、株主提案権は、その行使を通じて株主として企業の社会的責任の実現に貢献するという使われ方をしているわけです。

(シート9)現在の主導的な会社法の学説は、株式会社は誰のために経営されるべきかという問題については、やはり株主の利益を最大化するために経営されるべきだという考え方です。にもかかわらず、社会的責任論に立って、株主の利益だけでなく、債権者、従業員、消費者、地域住民等の各種利害関係人のいろいろな相対立する利益をミックスして会社経営をしなければいけないとなると、結局、会社の経済効率を阻害して、企業が持っている社会の富の創造という機能をむしろ阻害する。あるいは、経営者にこれは社会のためなのだとは非常に大きな裁量権を与えることによって、かえって経営者に必要以上の権限をもたせることになってしまって、よくないのではないかと、そういう懸念があるため、やはり会社法の観点からは、さまざまなステークホルダーのために会社経営がされるべきだという考え方はなかなかとれないというのが一般的理解であります。

それでは、株主以外の人たちの利益をどうすればいいのかという点については、労働法、独占禁止法、消費者法、環境法等の法領域のルールを充実させますと、会社経営者は法令を遵守しなければいけない義務を負っているため、法令遵守を通じて、社会的責任が実現されているというつながりになるのではないかとこのように思います。

したがって、会社の組織の運営管理を扱う会社法の観点からは、社会的責任を真っ正面から受け止めることはなかなか難しいのですが、法律全体で考えた場合、実は社会的責任をかなり正面から受け止めて、それを実現するような総合的な体制になっているのではないかとこのように一般的理解であると思います。



(シート10)ここはスキップさせていただきます。

(シート11)11ページをご覧ください。これはイギリス法の紹介です。

イギリスは1980年の会社法の改正の際に、取締役が会社に対する義務として、株主の利益だけでなく、従業員利益も考慮しなければいけないという規定を設けています。それが2006年改正会社法では、‘enlightened shareholders value’という言葉を使いまして、会社の取締役は、株主全体の利益のために会社の成功・繁栄を促進するような方法で行為しなければならないと定めるに至っています。すなわち、取締役は長期的な影響だけではなくて、会社の従業員の利益、会社の事業上の関係、サプライヤーとかカスタマーとかそのほかとの関係の強化、会社の事業がコミュニティー、社会や環境に及ぼす影響を考慮して会社の経営を行えということを法律で明文化したわけです。これはある意味、画期的な条文だと思われます。

(シート12)さらに、イギリス法では、CSR情報を経営者が作成する報告書の中で開示することを求めています。上場会社の場合は、取締役が作成するビジネスレビューにおいて、会社の事業が将来どう展開するかということだけではなくて、会社の事業が環境などに及ぼす影響、従業員、社会、地域社会問題に関する情報を開示することを求めています。もっとも、取締役の義務として、株主以外の従業員の利益や地域社会のこと等を考慮しなければいけないと法律で規定していても、では取締役がそれに違反したときに、従業員等の株主以外の利害関係者は取締役を相手に訴えを提起できるかということ、できません。

したがって、先ほど紹介した取締役に各種ステークホルダーの利益等を考慮して会社の業務を行うことを求める規定は、株主はともかく、ほかのステークホルダーにとっては、実は訴訟で使える武器にならないわけで、お題目に近いと言われています。しかしながら、企業の社会的責任の実施状況に関する開示制度と連動することによって、当該会社においてどういう取り組みをしているかということが社会に明らかになり、そのことを通じて経営者の行動を規律していく。そのようにして、間接的ながら機能していくのではないかと思われるわけです。

(シート13)次に企業の社会的責任に関する実務での展開についてみますと、資料の13ページ以下は経団連が作成している企業行動憲章によるCSRの推進というものです。2004年、2010年と改定が行われていますが、ここでの二つの改定はCSRを非常に重視した内容だそうです。

(シート14)そこで、企業行動憲章を見ると、企業は、公正な競争を通じて付加価値を創出し、雇用を生み出すなど経済社会の発展を担うとともに、広く社会にとって有用な存在でなければならない。同憲章は、そのために10原則を定めて社会的責任の遂行に貢献してもらおうと考えているという条文を置いて、資料の14ページにある10の原則を定めています。いずれもCSRの融通無碍な考え方を具体化したものです。先ほど紹介しました、三菱商事が資源を掘って、その後、緑化していくなどということは、この一つのあらわれだと考えていいのではないかと思います。

(シート15)資料の15ページをご覧ください。ISO26000が企業にかなり影響を与えていて、CSRを組織の中で浸透させていって、経営トップから従業員に至るまでCSRを十分意識した行

動をとる。そのためのガイダンスが 26000 とされるものだそうです。

この中で何がポイントかという、人権、労働慣行、環境、公正な事業慣行、消費者問題、コミュニティへの参画、コミュニティの発展といったものを挙げて、そういった課題を組織の中で十分理解して実現していく。そのための枠組みづくりを助けるためのガイダンスでして、これにしたがって対応をとることによって CSR を実現するという仕組みがとられています。

(シート 16) そろそろ持ち時間も終わりに近づいてきましたので、最後に、先ほどの厚東先生のご発言に関連して若干言及しますと、先生は、取締役の中に CSR の観点からいろいろ物事を考える外部取締役を取締役に含むことで、ガバナンスの仕組みを通じて CSR を考えるということが望ましいとされています。私はこれは非常に納得するところです。会社法の中でも一部そういう考え方が示されています。ただ、それだけでは不十分でありまして、司法による対応の必要性も厚東先生が力説されておられまして、このご指摘も正しくそのとおりだと思うわけです。

(シート 17) 資料の 17 ページをご覧ください。企業が社会の一員で、その立場で CSR を果たしていくべきだという理解は、法律の中でも決して否定されていない、コンセンサスが得られると考えられていますが、問題は実現手段です。それは厚東先生が指摘されるとおりです。消費者問題とか独禁法違反とかについては司法の発動が可能だと思うのですが、会社法上の問題としては、先ほどのような社会的責任に関する一般規定を設けても誰が責任を追及するかという問題がボトルネックになってなかなか難しい。イギリスも同じ悩みを抱えていると言われています。ここは開示で対応してはどうかと思います。

ガバナンスの中で CSR を実現するという考え方は、確かに傾聴に値すると思います。ただ、そのとき、取締役の中に CSR 代表者を入れてしまうと、取締役として経営責任を負わされてしまう危険性があるので、われわれ法律家としては取締役の中に CSR を担当する取締役を入れたときに、その職務であるとか責任を改めて考えておかなければならないと思います。また、取締役ではなくて、経営諮問委員会というような助言機関とすることも検討されているのではないかと思います。

(シート 18) 最後のまとめとしまして、会社法上は CSR、社会的責任が法律的な責任としてはコンセンサスがなかなか得られていませんが、経営上の重要な指導原理だと把握する点では、多分あまり異論はないと思います。これは株主の利益最大化原則とも必ずしも矛盾しないと考えられているところだと思います。

自主的な取り組みとしての CSR 活動が実務で随分進展しておりまして、これを法律の側で支える仕組みが必要ではないか。会社経営者の権限とか、義務の中に CSR を含めていくということです。それから、エンフォース問題もあると思います。開示の仕組みを通じて、間接的ながらエンフォース手段にできないかと少し考えています。

厚東先生は社会的公正ということを言われます。これはなかなか難しくて答えが出ないのですが、一つの答えとしては、経営者が守らなければいけない法令の整備とか充実、その遵守、徹底

を通じて社会的公正の実現に寄与していく。それが一つの答えなのかと思っています。先生の問題かけに対する十分な答えとはなっていませんが、少なくとも厚東先生のご指摘からはそうした示唆が得られると考えています。

時間が超過してしまいましたけれども、私からは以上でございます。ご清聴ありがとうございました。

コーディネータ 中村先生、どうもありがとうございました。大変興味深い、最後のほうのコメントも大変おもしろかったと思います。

## 第21回 産研アカデミック・フォーラム 「企業の社会的責任を考える」 2013年6月25日(火)

「法的観点から見た企業の「社会的責任」と経営学(経営哲学)  
的視点による社会的責任論から法律学への示唆」

早稲田大学商学大学院教授 中村信男

20130625早大産研AF・中村信男

1

### シート 1

#### 1 はじめに

##### > 本報告の目的

##### (I) 法学的観点からする企業の社会的責任論

\* 企業の社会的責任に関する法律学での議論を、これまでの経緯を踏まえて紹介・整理すること。

⇒ 法的な意味での責任として、社会的責任を企業が負うとの考えはコンセンサスが得られていないのが日本の現状。

\* しかし、企業には社会的責任がないというものでもない。問題は、その意味するところ。また、その点を法律上の問題としてどのように取り扱うか。

⇒ 近時の実務の動向(日本経済団体連合会・企業行動憲章、ISO26000)も参考に。

##### (II) 経営学(経営哲学)での議論からの示唆

\* 企業やその経営者として持つべき考え方、理念の問題として社会的責任を重視することは極めて重要。

⇒ コンプライアンス(compliance)を法令遵守と狭く捉えず、社会の要請に積極的に対応することと理解することが経営の在り方として求められる。株主にもそれを説明する開示制度(統合報告)の用意等。

20130625早大産研AF・中村信男

2

### シート 2

## 2 株式会社本質論を巡る議論と企業の社会的責任論への展開

### ➤ 株式会社の本質を巡る議論

- \* 株式本質論: 株主所有者論・社員権理論(通説)に対する株式債権説(株式会社を営利法人と捉える立場を前提)、株式会社を営利財団法人と捉える株式債権説

⇒ 株式会社は誰のものか、株式会社は誰のために経営されるべきか、の問題、すなわち企業の社会的責任論に展開することに。

### ➤ 株式会社の捉え方⇒株主所有企業という観念に立つかどうか。

- \* 日本の会社法制・会社法学説: 株式会社＝株主所有企業との考え方が主流か。

- \* UK: 1980年会社法改正で、取締役役に、株主の利益と同様に従業員の利益も考慮すべき義務を課すことに。

⇒ 株主所有者観(株主所有企業観)からの離脱。2006年改正によりこの傾向はより鮮明化。

## シート3

## 3 商法改正論議と会社の社会的責任論の行方

### ➤ 昭和49年商法改正時の衆議院・参議院の各法務委員会の附帯決議

- \* 昭和48年7月3日衆議院法務委員会附帯決議: 会社の社会的責任、大小会社の区別、株主総会のあり方、取締役会の構成及び一株の額面金額等について所要の改正を行うことについて、政府は早急に検討すべきである。

- \* 昭和49年3月19日参議院法務委員会附帯決議: 「現下の株式会社の実態にかんがみ、…(中略)…大規模の株式会社については、その業務運営を厳正公平ならしめ、株主、従業員及び債務者(ママ)の一層の保護を図り、併せて会社の社会的責任を全うすることができるよう、株主総会及び取締役会制度の改革を行なうため、政府は、すみやかに所要の法律案を準備して国会に提出すること」

### ➤ 背景事情: 企業不祥事、一部企業による商品買占め、公害問題等

⇒ 大企業の行動がもたらす社会への影響が問題視

## シート4

### 3 商法改正論議と会社の社会的責任論の行方

➤法務省民事局参事官室「会社法改正に関する問題点」(昭和50年6月12日)より

#### 第一 企業の社会的責任

いわゆる企業の社会的責任に関する論議の一環として、株式会社法においてもこの問題を取り入れて法改正をすべきであるとする意見があるが、株式会社法の体系において、この問題をどのように取り扱うのが相当か。

この問題に関し、例えば、

- 一 株式会社法中に、会社の社会的責任に関する一般規定として、取締役に対し社会的責任に対応して行動すべき義務を課する明文の規定を設けること等を検討すべきであるとする意見があるが、どうか。設けるとすれば、具体的にどのような規定が考えられるか。

二 企業の社会的責任については、これに関する一般的规定を設けるということよりも、むしろ現在の株式会社法の個々の制度の改善を図り、これを通じて、企業が社会的責任を果たすことを期待するという方向で検討すべきであるとする意見があるが、どうか。

この場合、現在の個々の制度について改善すべき点としてどのようなものがあるか。例えば、株主提案権の承認その他の株主総会制度の改善策、社外重役の導入その他の取締役会制度の改善策、営業報告書の記載事項の法定等による企業内容の開示の改善策等を講ずることが、社会的責任の遂行にも役立つこととなるという意見があるがどうか。

20130625早大産研AF・中村信男

5

## シート5

### 3 商法改正論議と会社の社会的責任論の行方

➤企業の社会的責任に関する一般規定導入に対する議論の状況

(I)少数ながら、社会的責任に関する一般規定の導入に積極的な意見が有力

- ・故西原寛一教授:会社は本来は株主の利益のために経営されるべきであるが、現実にはそれを超えて地域社会や社会全体のために応分の寄附を行なうことが許容され取締役の義務違反とならないこと、さらには、公害防止や公正取引等が社会的関連においても会社存立の基盤をなすことを明らかにする意味で、企業の社会的責任に関する一般的规定を設けることも、必ずしも無意味ではない。

- ・故田中誠二教授:取締役の義務として、会社の規模や経営・資産状態、会社の事業目的の種類に応じ、できるだけ社会的責任を果たすよう努める必要がある旨の規定を設けることは望ましい。ただし、取締役は自己の責任で、営業および従業員の福祉ならびに国民および国家の共同の利益の要求するところに従い会社を指揮することを要するという1937年ドイツ株式法701条の文言になってはならない。

20130625早大産研AF・中村信男

6

## シート6

### 3 商法改正論議と会社の社会的責任論の行方

・故松田二郎元最高裁判事：民法1条（私権は公共の福祉に遵う（1項）、信義則（2項）、権利濫用禁止原則（3項）のように、株式会社（大規模企業）が社会的責任を負う旨の一般規定を設けるべきである。

cf. 中村一彦新潟大学名誉教授の見解（『企業の社会的責任—法学的考察—』）

・企業の社会的責任に関する一般的規定を設けるとともに、これを具体化する個別的制度（個別的規定）を設けることが重要。前者は、個別規定の解釈の指針となり、個別規定がない問題領域をカバーするという意味で必要とされるものであり、一般的規定だけでは企業の社会的責任の履行という目的を達成できない。また、一般的規定の文言としては、「業務執行取締役は、職務遂行に当たり、株主、債権者、従業員、消費者、地域住民の利益を考慮することを要する。」ものとすべき。同時に、株主、従業員、消費者、地域住民の利益代表者が監査担当取締役に参加し、経営の基本方針の同意、業務執行取締役の任免、業務執行取締役に対する監督を行うものとする。このほか、事業報告の記載事項に環境関連情報等を追加すべき。（1975年、1976年）。

⇒個別的制度の改善を通じて社会的責任の実現に貢献するとの立場であり、一般規定だけの議論に終始することに疑問を提起。

20130625早大産研AF・中村信男

7

## シート7

### 3 商法改正論議と会社の社会的責任論の行方

(Ⅱ)圧倒的多数が、社会的責任に関する一般規定の導入に反対する意見。

《竹内昭夫東京大学名誉教授の主張》（「企業の社会的責任に関する商法の一般規定の是非」商事法務722号（1975年））

・社会的責任の内容が不確定で伸縮自在であるが故に、現代社会における企業のあるべき姿を社会的に追求するには大いに有益であるとしつつ、社会的責任を法的義務・責任として捉えた場合、誰に対する責任であるのか、何を、あるいは、何をしない責任なのか、誰に課される責任であるのかが、一向に明らかでない、それゆえエンフォースしようがなく使い物にならない、それを実効性のあるかのような法規定として設けることは却って有害である、として、企業の社会的責任に関する一般的規定の導入に真っ向から反対。その一方で、企業の社会的責任を否定するものではなく、それを実現するためには、むしろ個々の問題について具体的に有効な法的規制を整備・充実させることが必要である。

➤一般規定の立法化の見送り⇒個々の制度の改善により対応（株主提案権等）。

20130625早大産研AF・中村信男

8

## シート8

### 3 商法改正論議と会社の社会的責任論の行方

➤現在の主導的学説(江頭憲治郎『株式会社法[第4版]』(有斐閣、2011年))

#### \* 社会的責任論に対する法的評価

「株式会社においては、…利潤最大化を始めとする「株主の利益最大化」が、会社を取り巻く関係者の利害調整の原則になる。」とした上で、特に大規模公開会社の利害調整の原則は、株主の利益のみならず、債権者、従業員、消費者、地域住民等、より広範な利益を考慮する形に設定されるべきであるとする「企業の社会的責任論」に対しては、「その提案に従うと、会社の経済効率性を害し社会の富を減少させないか、或いは、経営者に大きな裁量権を与え事実上無監視の状態に置くことにならないか」という懸念があると指摘し、会社法の観点からは、経営者の法的義務の履行の判断基準としては、「株主の利益最大化」原則を採用せざるを得ず、株主以外の関係者の利益保護は、労働法、独占禁止法、消費者法、環境法など他の法領域からの会社に対する規制に委ねられるべき問題と説明する。

⇒会社経営の受託者としての会社役員が会社に対する義務内容の基本的枠組みとして社会的責任論を採用できないというだけで、法令遵守義務(会社法355条)の履行を通じ社会的責任が実現されることになるとする考えである点には要注意。会社法、労働法、独禁法、消費者法等の関連法規の総合的な整備・充実により社会的責任が法的に支えられていくことになるとの理解が一般的理解。

## シート9

### 3 商法改正論議と会社の社会的責任論の行方

#### \* 会社の寄附・社会貢献に対する評価

・最高裁昭和45年6月24日民集24巻6号625頁は、株式会社の行なう寄附が社会の期待・要請に応えるものであり、かつ、会社の規模、経営実績、相手方等を考慮し応分の金額のものである限り、経営者に義務(善管注意義務)違反が生じない旨を判示。

⇒会社の社会貢献が事業経営上の効果があるといった程度の次元のものではありたくないという現在の経済会の一般認識にも通ずるものとの評価(江頭・前掲書23頁)。

・会社法学説としては、「会社の寄附は、会社の信用、評判を高め会社の事業遂行に有益な限りで認められるべき」との考え方がこれまで有力であったが、江頭教授はこれに懐疑的で、会社が業務と無関係な学術その他地味な各分野での活動に対し人知れず寄附をすると、取締役の責任が生ずるというのであろうか、と疑問を提起。

⇒その意味で、近時の会社法の代表学説は、従来の通説的理解のように、CSRを会社利益への直接または間接的な還元が期待できるという考え方から脱し、社会的実在として社会の期待に会社として(経営者の権限において)対応しうるという認識に立脚するものといえるのではないか。

10

## シート10



#### 4 イギリス会社法制の紹介

##### (1)会社取締役の義務の見直し

➢1980年会社法改正により、取締役の義務に大きな変化。

\* 取締役は、その職務の遂行において、株主の利益と同様に従業員の利益を考慮しなければならない義務を会社に対して負う。

←EU加盟国として、従業員の経営参加の法制化の必要、労働党政権時代に「社会と会社(The Community and the Companies)」と題するGreen Paper公表(1974年)とそれによる従業員の経営参加推進政策の表明。

➢2006年会社法改正:「**新たな株主価値**」(enlightened shareholders' value)に基づく取締役の義務の見直し(172条1項)

Section 172 Duty to promote the success of the company

(1) A director of a company must act in the way he considers, in good faith, would be most likely to promote the success of the company for the benefit of its members as a whole, and in doing so have regard (amongst other matters) to—

(a) the likely consequences of any decision in the long term,(b) the interests of the company's employees,(c) the need to foster the company's business relationships with suppliers, customers and others,(d) the impact of the company's operations on the community and the environment,(e) the desirability of the company maintaining a reputation for high standards of business conduct, and (f) the need to act fairly as between members of the company.

11

#### シート 11

#### 4 イギリス会社法制の紹介

##### (2)統合報告におけるCSR情報の開示

➢取締役報告書中の事業報告(Business Review)において会社法172条の義務の履行状況を株主が理解することに資する情報の開示が求められる(417条2項)。

➢上場会社は、取締役報告書中の事業報告に以下の情報も含むことを要する(5項)。

\* 会社の事業の将来の展開、業績および位置付けに影響を及ぼす可能性のある主たる傾向(trends)および要因

\* 会社の事業が環境に及ぼす影響を含む環境関連事項、従業員、社会・地域社会問題に関する情報、ならびに、これらの事項に関する会社の方針とその実効確保

##### (3)イギリス会社法の立場

\* 株主価値の中にその他の利害関係人の利益を包摂するinclusive approachであり、さまざまな利害関係者の利益を並列的に捉えるplural approachとは異なる。

⇒株主以外のステークホルダーの利益や環境・社会問題に対する配慮も最終的に会社事業の成功を促進するための必要考慮要素としての位置付け。

⇒ただ、義務違反に対するエンフォースメントの権利は株主に帰属するため、その他の利害関係者にはエンフォースメントの権利が基本的になく、上記義務は訓示規定にすぎないが、開示規制と連動することで、一定の機能は発揮。

12

#### シート 12

## 5 実務における社会的責任(CSR)の展開

➤日本経済団体連合会「企業行動憲章」によるCSRの推進

\* 2004年「企業の社会的責任推進(CSR)に当たっての基本的考え方」:従来の企業行動憲章を見直し、CSR指針として再編成。

\* 2010年改定:ISO26000に代表される、持続可能な者会の発展に向け、あらゆる組織が自らの社会的責任(SR)を認識し、その責任を果たすべきとする考え方の国際的な広まり、特に企業は所得・雇用の創出など経済社会の発展を担う存在であるとともに、社会・環境に与える影響が大きいことを認識し、企業の社会的責任を率先して果たす必要がある。具体的には、企業はこれまで以上に消費者の安全確保や環境に配慮した活動への取組み、株主・投資家、消費者、取引先、従業員、地域社会を始めとする幅広いステークホルダーとの対話を通じ、その期待に応え、信頼を得るよう努めるべきである(序文)。

### 企業行動憲章

「企業は、公正な競争を通じて付加価値を創出し、雇用を生み出すなど経済社会の発展を担うとともに、広く社会にとって有用な存在でなければならない。そのため企業は、次の10原則に基づき、国の内外において、人権を尊重し、関係法令、国際ルールおよびその精神を遵守しつつ、持続可能な社会の創造に向けて、高い倫理感をもって社会的責任を果たしていく。」

13

## シート 13

## 5 実務における社会的責任(CSR)の展開

### 企業行動憲章の10原則

- 1 社会的に有用で安全な商品・サービスを開発、提供し、消費者・顧客の満足と信頼を獲得する。
- 2 公正、透明、自由な競争ならびに適正な取引を行う。また、政治、行政との健全かつ正常な関係を保つ。
- 3 株主はもとより、広く社会とのコミュニケーションを行い、企業情報を積極的かつ公正に開示する。個人情報・顧客情報ははじめとする各種情報の保護・管理を徹底する。
- 4 従業員の多様性、人格、個性を尊重するとともに、安全で働きやすい環境を確保し、ゆとりと豊かさを実現する。
- 5 環境問題への取り組みは人類共通の課題であり、企業の存在と活動に必須の要件として主体的に行動する。
- 6 「良き企業市民」として、積極的に社会貢献活動を行う。
- 7 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは断固として対決し、関係遮断を徹底する。
- 8 事業活動のグローバル化に対応し、各国・地域の法律の遵守、人権を含む各種の国際規範の尊重はもとより、文化や慣習、ステークホルダーの関心に配慮した経営を行い、当該国・地域の経済社会の発展に貢献する。
- 9 経営トップは、本憲章の精神の実現が自らの役割であることを認識し、率先垂範の上、社内ならびにグループ企業にその徹底を図るとともに、取引先にも促す。また、社内外の声を常時把握し、実効ある社内体制を確立する。
- 10 本憲章に反するような事態が発生したときには、経営トップ自らが問題解決にあたる姿勢を内外に明らかにし、原因究明、再発防止に努める。また、社会への迅速かつ的確な情報の公開と説明責任を遂行し、権限と責任を明確にした上、自らを含めて厳正な処分を行う。

14

## シート 14

## 5 実務における社会的責任(CSR)の展開

### ➤ISO26000への対応

\* ISO26000＝企業のみならず全ての組織を対象に、当該組織が効果的に社会的責任を組織全体に統合するためのガイダンス。CSRを、組織活動が社会および環境に及ぼす影響に対し組織が担う責任と捉え、組織統治、人権、労働慣行、環境、公正な事業慣行(独禁法、下請法等の遵守)、消費者課題、コミュニティへの参画・コミュニティの発展の7つをCSRの中核主題として掲げる。また、CSRを果たすための視点として、説明責任、透明性、倫理的な行動、ステークホルダーの利害の尊重、法の支配の尊重、国際行動規範の尊重、人権の尊重の7つの原則を掲げる。

⇒CSRを果たす最大のメリットは社会からの信頼を得ることとした上で、社会の期待に反する行為により事業継続が困難になることの回避、組織の評判・ブランドの向上、従業員の採用・定着、士気向上、健全な労使関係への効果、消費者とのトラブル防止・削減その他ステークホルダーとの関係向上、資金調達の円滑化、販路拡大、安定的な原材料調達に役立つ。

➤将来の方向性として「統合報告」制度の導入とそこでのCSR開示  
←UK会社法に定める事業報告の記載事項。

15

## シート 15

## 6 経営哲学からの示唆

➤厚東偉介「経営学における責任の行方－経営哲学的視点の意義－」(早稲田商学434号(2013年))等からの示唆

\* 我々の存在それ自体が自然的・社会的存在であり、その中においてヒトの活動が営まれる。これは企業にもあてはまる。そして、企業も共同体に属する一員として公共善を目指すべきであり、人間の生命の尊重、尊厳の確保のほか、社会的公正を実現することを目指す必要がある。

\* 企業の社会的責任を、社会的公正性を確保するものとして捉えた上で、それが実現されない場合の責任の所在の明確化、有責者に責任の負荷・負担を課すことの確保まで含むものであると理解するもの。

⇒取締役の中に、CSRの観点から判断し得る外部取締役を取締役に含むことにより、ガバナンスの問題としてCSRの実現を考えることは望ましい(←会社法学における中村一彦教授らの考え方も共通)。しかし、それだけでは不十分。司法制度、特に民事法、刑事法(訴訟手続を含む。)による対応の必要性も力説。

20130625早大産研AF・中村信男

16

## シート 16

## 6 経営哲学からの示唆

- 企業が社会の一員であり、その立場においてCSRを果たすべきとの理解は、法律学でもコンセンサスが得られるものと考えられる。
- 問題は、そのエンフォースメント手段であることは、厚東教授の指摘する通り。
  - ⇒ 一部に可能なものがあるが(消費者法違反、独禁法違反等)、会社法上の問題としては難問(→イギリス会社法でも同じ悩みを抱える。)。その点については、不十分かもしれないが、開示制度による対応はどうか？
- ガバナンスの中でCSRを実現すること⇒傾聴に値する。
  - \* 従業員、消費者、地域社会等の利益代表者を会社役員に選任するにしても、その候補者選び、バランス等は難しい課題。多様な意見・利害を会社経営に反映させるためには、取締役会のメンバーにする必要があるが、その前提としてこうした取締役の職務・責任について再検討も必要。むしろ、経営諮問委員会のような助言機関とすることが妥当か。

20130625早大産研AF・中村信男

17

## シート 17

## 7 終りに

- 若干のまとめ
  - \* 現在の会社法学における企業の社会的責任の捉え方: その意義・重要性は否定されておらず、重要な企業経営上の指導原理の一つとして把握。その実現手段として、各種法令の充実と取締役の法令遵守の履行を通じた社会的責任の実現というアプローチによるべき。また、会社が応分の範囲内で、積極的に社会貢献を行うことは株主の利益最大化原則と矛盾しない。
  - \* 自主的取組みとしてのCSR活動の進展⇒法制としてこれを支える仕組みも必要。
    - ・会社経営者の権限にCSRを包摂すること⇒UK会社法等の立法例
    - ・エンフォース問題⇒十分な実効性はないかも知れないが、少なくとも開示させる。それによる説明責任の履行も期待できるのではないか。
  - \* 社会的公正の実現に向けた社会的責任論を会社法としてどう受け止めるか？
    - ⇒一つの答えとして、会社経営者等が遵守すべき法令の整備・充実、その遵守の徹底を通じて、社会的公正の実現に貢献し、そのエンフォースを確保すること。

20130625早大産研AF・中村信男

18

## シート 18

ご静聴を頂き、有難うございました。

20130625早大産研AF・中村信男

19

シート 19